

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (附加印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴ ル	モンゴル国政府に対する贈与に 関する日本国政府とモンゴル国 政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 ----- -----	H25.3.6 ウランバ ートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使側 ロブサンラン ガン・ボルド外務大臣 モンゴル側 ロブサンラン ガン・ボルド外務大臣	H25.3.25 87号
モンゴ ル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	236,000千円 H30.12.31まで	H25.6.28 ウランバ ートルで (同日)		H25.7.17 248号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO:△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。